平成２２年（フ）第８３９１号
東京都中央区新富２―11―５―３階　株式会社ＩＴＳＵＭＯ内、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区湊２丁目13番５号　大藤ビル２Ｆ
破産者　有限会社エントプラス
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８３９２号
東京都中央区新富２―11―５―３階　株式会社ＩＴＳＵＭＯ内、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区湊２丁目13番５号　大藤ビル２Ｆ
破産者　株式会社ＢＡＯ
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８３９３号
東京都江戸川区松江５丁目６－２―302
破産者　北川　信宏
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８３９５号
千葉県船橋市本郷町473―１―713
破産者　佐藤　　淳
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８４５６号
埼玉県深谷市戸森56―１－Ａ―204
破産者　大鷲　仙三
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８５７６号
東京都中央区銀座１丁目15番２号
破産者　ボナ・ジャポン株式会社
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９７９０号
東京都練馬区石神井町５丁目22―３
破産者　武井　貴子
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９８１５号
埼玉県比企郡嵐山町大字川島1855―48
破産者　堀口　　哲
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９８１９号
東京都調布市多摩川７丁目７－１―302
破産者　高橋　誠一
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９８６９号
東京都葛飾区奥戸２丁目26―６―403
破産者　佐久間浩次
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９９０９号
千葉県市原市白金町１丁目30―４
破産者　根井　明夫
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９９１５号
神奈川県茅ヶ崎市鶴が台11―１―306
破産者　赤塚　弘樹
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９９１７号
神奈川県茅ヶ崎市代官町３―47
破産者　山本　譲司
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９９１９号
東京都中野区新井５丁目１―14　プロスペリティ１―101
破産者　高橋　真弓（旧姓大高）
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９９２０号
神奈川県横浜市旭区上白根町795―５―４―305
破産者　塚本利志子
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０００３号
東京都大田区大森西２丁目28―６―202
破産者　加藤　忠博
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０００９号
東京都東村山市秋津町５丁目20―11
破産者　石坂　重明
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１００７６号
東京都大田区西蒲田３丁目19―12
破産者　三木理喜枝
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０１０５号
東京都東村山市久米川町４丁目24―２
破産者　栗原　友和
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０２２２号
埼玉県上尾市菅谷１丁目102―２　大塚第２ビル109
破産者　片上　　誠
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０２２３号
千葉県佐倉市中志津２丁目27―９
破産者　森　　正徳
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０２２４号
埼玉県八潮市大字二丁目273―６―202
破産者　福島　眞吾
1　決定年月日　平成22年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部